

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称  
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数  
別表のとおり
- 三 証券金額  
単価一口三百円
- 四 発売期間  
別表のとおり
- 五 当せん金の総額  
第四百六十九回から第五百十九回までの各回（）  
とに発売総額に対して十一億二千五十万円。第  
五百二十回は、十一億三千三百五十万円。た  
だし、発売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲  
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
第四百六十九回から第五百十九回までの各回（）  
とに発売総額に対して一億三千八百六十九万三  
千円。第五百二十回は、一億四千五百六十五万  
七千円。ただし、発売状況等により増減する場  
合がある。
- 八 その他発売経費  
第四百六十九回から第五百十九回までの各回（）  
とに発売総額に対して二億七千七百五十万五千  
円。第五百二十回は、二億八千七百二十四万五  
千円。ただし、発売状況等により増減する場  
合がある。
- 九 受託申請期限  
令和四年一月十七日
- 十 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
係通達による。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	当せん金 の支払開始期日
第469回 数字選択式全国自治宝くじロト7	第469回～第519回の各回ごとに	令和4年4月2日から 令和4年5月6日まで	令和4年5月7日
第470回 数字選択式全国自治宝くじロト7	2,490,000,000円 8,300,000口	令和4年4月9日から 令和4年5月13日まで	令和4年5月14日
第471回 数字選択式全国自治宝くじロト7	第520回 2,518,000,000円	令和4年4月16日から 令和4年5月20日まで	令和4年5月21日
第472回 数字選択式全国自治宝くじロト7	8,393,383口	令和4年4月23日から 令和4年5月27日まで	令和4年5月28日
第473回 数字選択式全国自治宝くじロト7	（ただし、発売状況により増減する場合があります。）	令和4年4月30日から 令和4年6月3日まで	令和4年6月4日
第474回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月7日から 令和4年6月10日まで	令和4年6月11日
第475回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月14日から 令和4年6月17日まで	令和4年6月18日
第476回 数字選択式全国自治宝くじロト7	2,490,000,000円	令和4年5月21日から 令和4年6月24日まで	令和4年6月25日
第477回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年5月28日から 令和4年7月1日まで	令和4年7月2日
第478回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月4日から 令和4年7月8日まで	令和4年7月9日
第479回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月11日から 令和4年7月15日まで	令和4年7月16日
第480回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月18日から 令和4年7月22日まで	令和4年7月23日
第481回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年6月25日から 令和4年7月29日まで	令和4年7月30日
第482回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月2日から 令和4年8月5日まで	令和4年8月6日
第483回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月9日から 令和4年8月12日まで	令和4年8月13日
第484回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月16日から 令和4年8月19日まで	令和4年8月20日
第485回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月23日から 令和4年8月26日まで	令和4年8月27日
第486回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年7月30日から 令和4年9月2日まで	令和4年9月3日
第487回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月6日から 令和4年9月9日まで	令和4年9月10日
第488回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月13日から 令和4年9月17日まで	令和4年9月17日
第489回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月20日から 令和4年9月24日まで	令和4年9月24日
第490回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年8月27日から 令和4年9月31日まで	令和4年10月1日
第491回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年9月3日から 令和4年10月7日まで	令和4年10月8日
第492回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年9月10日から 令和4年10月14日まで	令和4年10月15日
第493回 数字選択式全国自治宝くじロト7		令和4年9月17日から 令和4年10月21日まで	令和4年10月22日

(ロト7)

別表

名称	発行総額及び口数	発行期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日 (ロト7)
第494回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年9月24日 から 令和4年10月28日 まで		令和4年10月29日
第495回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年10月1日 から 令和4年11月4日 まで		令和4年11月5日
第496回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年10月8日 から 令和4年11月11日 まで		令和4年11月12日
第497回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年10月15日 から 令和4年11月18日 まで		令和4年11月19日
第498回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年10月22日 から 令和4年11月25日 まで		令和4年11月26日
第499回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年10月29日 から 令和4年12月2日 まで		令和4年12月3日
第500回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年11月5日 から 令和4年12月9日 まで		令和4年12月10日
第501回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年11月12日 から 令和4年12月16日 まで		令和4年12月17日
第502回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年11月19日 から 令和4年12月23日 まで		令和4年12月24日
第503回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年11月26日 から 令和4年12月30日 まで		令和4年1月4日
第504回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年12月3日 から 令和4年12月6日 まで		令和4年12月7日
第505回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年12月10日 から 令和4年12月13日 まで		令和4年12月14日
第506回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年12月17日 から 令和4年12月20日 まで		令和4年12月21日
第507回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年12月24日 から 令和4年12月27日 まで		令和4年12月28日
第508回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和4年12月31日 から 令和5年1月3日 まで		令和5年1月4日
第509回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年1月7日 から 令和5年1月10日 まで		令和5年1月11日
第510回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年1月14日 から 令和5年1月17日 まで		令和5年1月18日
第511回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年1月21日 から 令和5年1月24日 まで		令和5年1月25日
第512回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年1月28日 から 令和5年2月1日 まで		令和5年2月2日
第513回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年2月4日 から 令和5年2月7日 まで		令和5年2月8日
第514回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年2月11日 から 令和5年2月14日 まで		令和5年2月15日
第515回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年2月18日 から 令和5年2月21日 まで		令和5年2月22日
第516回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年2月25日 から 令和5年2月28日 まで		令和5年2月29日
第517回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年3月1日 から 令和5年3月4日 まで		令和5年3月5日
第518回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年3月11日 から 令和5年3月14日 まで		令和5年3月15日

別表

名称	発行総額及び口数	発行期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日 (ロト7)
第519回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年3月18日 から 令和5年4月21日 まで		令和5年4月22日
第520回 数字選択式全国自治宝<ロト7>		令和5年3月25日 から 令和5年4月28日 まで		令和5年4月29日

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第百四十四号）第六條第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定められた日までに申請してください。  
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称  
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数  
別表のとおり
- 三 証券金額  
単価一口二百円
- 四 発売期間  
別表のとおり
- 五 当せん金の総額  
二百六十四回から第三百十四回までの各回（）とに発売総額に対して一億五千七百五十万円。第三百十五回は、一億六千九百四十五万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲  
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
- 七 売りさばき及び当せん金支払手数料  
二百六十四回から第三百十四回までの各回（）とに発売総額に対して二千三百五十二万三千円。第三百十五回は、二千四百三十二万七千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 八 その他発売経費  
二百六十四回から第三百十四回までの各回（）とに発売総額に対して三千三百五十二万八千円。第三百十五回は、三千五百七十二千円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限  
令和四年一月十七日
- 十 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	当せん金 期間の最終日	当せん金の支払開始期日 (レゾネ)
第264回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5	第264回～第314回の各回ごと	令和4年4月7日から 令和4年5月11日まで	各回の発売 期間の最終 日	令和4年5月12日
第265回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5	349,000,000円 1,745,000口	令和4年4月14日から 令和4年5月18日まで		令和4年5月19日
第266回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5	第315回 376,000,000円 1,880,000口	令和4年4月21日から 令和4年5月25日まで		令和4年5月26日
第267回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5	(ただし、発売状況により増減する場合があります。)	令和4年6月1日から 令和4年6月5日まで		令和4年6月2日
第268回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月8日から 令和4年6月12日まで		令和4年6月9日
第269回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月15日から 令和4年6月19日まで		令和4年6月16日
第270回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年5月19日から 令和4年6月22日まで		令和4年6月23日
第271回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月29日から 令和4年5月26日まで		令和4年6月30日
第272回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月2日から 令和4年7月6日まで		令和4年7月7日
第273回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月9日から 令和4年7月13日まで		令和4年7月14日
第274回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月16日から 令和4年7月20日まで		令和4年7月21日
第275回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年7月23日から 令和4年7月27日まで		令和4年7月28日
第276回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年6月30日から 令和4年8月3日まで		令和4年8月4日
第277回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年7月7日から 令和4年8月10日まで		令和4年8月11日
第278回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年7月14日から 令和4年8月17日まで		令和4年8月18日
第279回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年7月21日から 令和4年8月24日まで		令和4年8月25日
第280回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年8月24日から 令和4年8月31日まで		令和4年9月1日
第281回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年8月4日から 令和4年8月7日まで		令和4年9月8日
第282回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年8月11日から 令和4年9月14日まで		令和4年9月15日
第283回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年8月18日から 令和4年9月21日まで		令和4年9月22日
第284回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年8月25日から 令和4年9月28日まで		令和4年9月29日
第285回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年9月1日から 令和4年9月5日まで		令和4年10月6日
第286回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年9月8日から 令和4年9月12日まで		令和4年10月13日
第287回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年9月15日から 令和4年9月19日まで		令和4年10月20日
第288回 回数選択式全国自治宝くじレゾネ5		令和4年9月22日から 令和4年10月26日まで		令和4年10月27日

別表

名称	発行総額及び口数	発行期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日 (レゾ)
第289回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年9月29日から 令和4年11月2日まで		令和4年11月3日
第290回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年10月6日から 令和4年11月9日まで		令和4年11月10日
第291回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年10月13日から 令和4年11月16日まで		令和4年11月17日
第292回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年10月20日から 令和4年11月23日まで		令和4年11月24日
第293回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年10月27日から 令和4年11月30日まで		令和4年12月1日
第294回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年11月3日から 令和4年12月7日まで		令和4年12月8日
第295回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年11月10日から 令和4年12月14日まで		令和4年12月15日
第296回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年11月17日から 令和4年12月21日まで		令和4年12月22日
第297回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年11月24日から 令和4年12月28日まで		令和4年12月29日
第298回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年12月1日から 令和4年12月4日まで		令和5年1月5日
第299回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年12月8日から 令和4年12月11日まで		令和5年1月12日
第300回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年12月15日から 令和4年12月18日まで		令和5年1月19日
第301回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年12月22日から 令和4年12月25日まで		令和5年1月26日
第302回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年12月29日から 令和4年1月1日まで		令和5年2月2日
第303回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年1月5日から 令和4年1月8日まで		令和5年2月9日
第304回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年1月12日から 令和4年1月15日まで		令和5年2月16日
第305回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年1月19日から 令和4年1月22日まで		令和5年2月23日
第306回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年1月26日から 令和4年1月29日まで		令和5年3月2日
第307回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年2月2日から 令和4年2月5日まで		令和5年3月9日
第308回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年2月9日から 令和4年2月12日まで		令和5年3月16日
第309回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年2月16日から 令和4年2月19日まで		令和5年3月23日
第310回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年2月23日から 令和4年2月26日まで		令和5年3月30日
第311回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年3月2日から 令和4年3月5日まで		令和5年4月6日
第312回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年3月9日から 令和4年3月12日まで		令和5年4月13日
第313回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和4年3月16日から 令和4年3月19日まで		令和5年4月20日

別表

名称	発行総額及び口数	発行期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日 (レゾ)
第314回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和5年3月23日から 令和5年4月26日まで		令和5年4月27日
第315回 数字選択式全国自治宝くじレゾ5		令和5年3月30日から 令和5年5月3日まで		令和5年5月4日

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

- 一 名称  
別表のとおり
- 二 発売総額及び口数  
別表のとおり
- 三 証券金額  
単価一口百円
- 四 発売期間  
別表のとおり
- 五 当せん金の総額  
第五百二十回から第五百五十八回までの各回ご  
とに発売総額に対して百八十一万二千元。第五  
百五十九回から第七百七十七回までの各回ごと  
に発売総額に対して百三十五万六千元。第七  
百七十八回は、百三十六万八千元。ただし、発  
売状況等により増減する場合があります。
- 六 委託対象事務の範囲  
当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
画を除く全ての事務
- 七 当せん金支払手数料  
第五百二十回から第五百五十八回までの各回ご  
とに発売総額に対して一万七千元。第五百五十  
九回から第七百七十七回までの各回ごとに発売  
総額に対して六千元。第七百七十八回は、二万  
三千元。ただし、発売状況等により増減する場  
合がある。
- 八 その他発売経費  
第五百二十回から第五百五十八回までの各回ご  
とに発売総額に対して六十一万九千元。第五百  
五十九回から第七百七十七回までの各回ごとに  
発売総額に対して四十五万四千元。第七百七十  
八回は、四十三万三千元。ただし、発売状況等  
により増減する場合があります。
- 九 受託申請期限  
令和四年一月十七日
- 十 その他  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
係通達による。

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日 （インターネット専用くじ（数字選択型）） 当せん金の支払開始期日
第 520 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	第520回～第558回 の各回ごとの 4,000,000円	令和4年4月1日 から 令和4年4月14日 まで	令和4年4月15日
第 521 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	40,000口 第521回～第559回 の各回ごとの 3,000,000円	令和4年4月15日 から 令和4年4月18日 まで	令和4年4月19日
第 522 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	30,000口 第522回～第578回 の各回ごとの 3,000,000円	令和4年4月19日 から 令和4年4月20日 まで	令和4年4月20日
第 523 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）	（ただし、発売状況に より増減する場合は あり。）	令和4年4月21日 から 令和4年4月22日 まで	令和4年4月21日
第 524 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月23日 から 令和4年4月24日 まで	令和4年4月23日
第 525 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月25日 から 令和4年4月26日 まで	令和4年4月26日
第 526 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月27日 から 令和4年4月28日 まで	令和4年4月27日
第 527 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月29日 から 令和4年4月30日 まで	令和4年4月29日
第 528 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月31日 から 令和4年4月31日 まで	令和4年4月31日
第 529 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月1日 から 令和4年4月2日 まで	令和4年4月3日
第 530 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月3日 から 令和4年4月4日 まで	令和4年4月4日
第 531 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月5日 から 令和4年4月6日 まで	令和4年4月7日
第 532 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月7日 から 令和4年4月8日 まで	令和4年4月9日
第 533 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月9日 から 令和4年4月10日 まで	令和4年4月11日
第 534 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月11日 から 令和4年4月12日 まで	令和4年4月13日
第 535 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月13日 から 令和4年4月14日 まで	令和4年4月15日
第 536 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月15日 から 令和4年4月16日 まで	令和4年4月17日
第 537 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月17日 から 令和4年4月18日 まで	令和4年4月19日
第 538 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月19日 から 令和4年4月20日 まで	令和4年4月21日
第 539 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月21日 から 令和4年4月22日 まで	令和4年4月23日
第 540 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月23日 から 令和4年4月24日 まで	令和4年4月25日
第 541 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月25日 から 令和4年4月26日 まで	令和4年4月27日
第 542 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月27日 から 令和4年4月28日 まで	令和4年4月29日
第 543 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月29日 から 令和4年4月30日 まで	令和4年4月31日
第 544 回 インターネット専用 全国自治宝くじ（数字選択型）		令和4年4月31日 から 令和4年5月1日 まで	令和4年5月2日

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第545回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月6日 から	令和4年5月20日	令和4年5月20日
第546回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月19日 から	令和4年5月21日	令和4年5月21日
第547回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月20日 から	令和4年5月24日	令和4年5月24日
第548回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月23日 から	令和4年5月25日	令和4年5月25日
第549回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月24日 から	令和4年5月26日	令和4年5月26日
第550回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月12日 から	令和4年5月27日	令和4年5月27日
第551回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月26日 から	令和4年5月28日	令和4年5月28日
第552回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月27日 から	令和4年5月31日	令和4年5月31日
第553回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月30日 から	令和4年6月1日	令和4年6月1日
第554回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月18日 から	令和4年6月2日	令和4年6月2日
第555回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月20日 から	令和4年6月3日	令和4年6月3日
第556回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月21日 から	令和4年6月4日	令和4年6月4日
第557回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月24日 から	令和4年6月7日	令和4年6月7日
第558回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月25日 から	令和4年6月8日	令和4年6月8日
第559回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月26日 から	令和4年6月9日	令和4年6月9日
第560回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月27日 から	令和4年6月10日	令和4年6月10日
第561回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月28日 から	令和4年6月11日	令和4年6月11日
第562回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年5月31日 から	令和4年6月14日	令和4年6月14日
第563回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月13日 から	令和4年6月15日	令和4年6月15日
第564回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月14日 から	令和4年6月16日	令和4年6月16日
第565回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月15日 から	令和4年6月17日	令和4年6月17日
第566回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月16日 から	令和4年6月18日	令和4年6月18日
第567回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月17日 から	令和4年6月21日	令和4年6月21日
第568回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月20日 から	令和4年6月22日	令和4年6月22日
第569回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月21日 から	令和4年6月23日	令和4年6月23日

(インターネット専用<上>(数字選択型))

別表

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第570回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月10日 から	令和4年6月24日	令和4年6月24日
第571回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月23日 から	令和4年6月25日	令和4年6月25日
第572回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月11日 から	令和4年6月28日	令和4年6月28日
第573回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月24日 から	令和4年6月29日	令和4年6月29日
第574回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月27日 から	令和4年6月30日	令和4年6月30日
第575回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月16日 から	令和4年7月1日	令和4年7月1日
第576回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月17日 から	令和4年7月2日	令和4年7月2日
第577回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月30日 から	令和4年7月5日	令和4年7月5日
第578回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月1日 から	令和4年7月6日	令和4年7月6日
第579回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月4日 から	令和4年7月7日	令和4年7月7日
第580回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月22日 から	令和4年7月8日	令和4年7月8日
第581回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月23日 から	令和4年7月9日	令和4年7月9日
第582回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月24日 から	令和4年7月12日	令和4年7月12日
第583回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月8日 から	令和4年7月13日	令和4年7月13日
第584回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年6月25日 から	令和4年7月14日	令和4年7月14日
第585回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月7日 から	令和4年7月15日	令和4年7月15日
第586回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月11日 から	令和4年7月16日	令和4年7月16日
第587回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月14日 から	令和4年7月19日	令和4年7月19日
第588回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月15日 から	令和4年7月20日	令和4年7月20日
第589回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月18日 から	令和4年7月21日	令和4年7月21日
第590回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月19日 から	令和4年7月22日	令和4年7月22日
第591回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月21日 から	令和4年7月23日	令和4年7月23日
第592回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月22日 から	令和4年7月26日	令和4年7月26日
第593回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月12日 から	令和4年7月27日	令和4年7月27日
第594回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和4年7月25日 から	令和4年7月28日	令和4年7月28日

(インターネット専用<上>(数字選択型))









別表

(インターネット専用)(数字選択型)

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第745回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月17日 から 令和5年2月27日 まで	令和5年2月28日	令和5年2月28日
第746回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月15日 から 令和5年2月28日 まで	令和5年3月1日	令和5年3月1日
第747回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月16日 から 令和5年3月1日 まで	令和5年3月2日	令和5年3月2日
第748回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月17日 から 令和5年3月2日 まで	令和5年3月3日	令和5年3月3日
第749回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月18日 から 令和5年3月3日 まで	令和5年3月4日	令和5年3月4日
第750回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月21日 から 令和5年3月6日 まで	令和5年3月7日	令和5年3月7日
第751回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月22日 から 令和5年3月7日 まで	令和5年3月8日	令和5年3月8日
第752回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月23日 から 令和5年3月8日 まで	令和5年3月9日	令和5年3月9日
第753回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月24日 から 令和5年3月9日 まで	令和5年3月10日	令和5年3月10日
第754回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月25日 から 令和5年3月10日 まで	令和5年3月11日	令和5年3月11日
第755回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年2月28日 から 令和5年3月13日 まで	令和5年3月14日	令和5年3月14日
第756回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月1日 から 令和5年3月14日 まで	令和5年3月15日	令和5年3月15日
第757回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月2日 から 令和5年3月15日 まで	令和5年3月16日	令和5年3月16日
第758回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月3日 から 令和5年3月16日 まで	令和5年3月17日	令和5年3月17日
第759回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月4日 から 令和5年3月17日 まで	令和5年3月18日	令和5年3月18日
第760回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月7日 から 令和5年3月20日 まで	令和5年3月21日	令和5年3月21日
第761回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月8日 から 令和5年3月21日 まで	令和5年3月22日	令和5年3月22日
第762回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月9日 から 令和5年3月22日 まで	令和5年3月23日	令和5年3月23日
第763回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月10日 から 令和5年3月23日 まで	令和5年3月24日	令和5年3月24日
第764回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月11日 から 令和5年3月24日 まで	令和5年3月25日	令和5年3月25日
第765回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月14日 から 令和5年3月27日 まで	令和5年3月28日	令和5年3月28日
第766回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月15日 から 令和5年3月28日 まで	令和5年3月29日	令和5年3月29日
第767回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月16日 から 令和5年3月29日 まで	令和5年3月30日	令和5年3月30日
第768回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月17日 から 令和5年3月30日 まで	令和5年3月31日	令和5年3月31日
第769回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月18日 から 令和5年3月31日 まで	令和5年4月1日	令和5年4月1日

別表

(インターネット専用)(数字選択型)

名称	発売総額及び口数	発売期間	抽せん期日	当せん金の支払開始期日
第770回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月21日 から 令和5年4月3日 まで	令和5年4月4日	令和5年4月4日
第771回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月22日 から 令和5年4月4日 まで	令和5年4月5日	令和5年4月5日
第772回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月23日 から 令和5年4月5日 まで	令和5年4月6日	令和5年4月6日
第773回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月24日 から 令和5年4月6日 まで	令和5年4月7日	令和5年4月7日
第774回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月25日 から 令和5年4月7日 まで	令和5年4月8日	令和5年4月8日
第775回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月28日 から 令和5年4月10日 まで	令和5年4月11日	令和5年4月11日
第776回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月29日 から 令和5年4月11日 まで	令和5年4月12日	令和5年4月12日
第777回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月30日 から 令和5年4月12日 まで	令和5年4月13日	令和5年4月13日
第778回 インターネット専用 全国自治室<上>(数字選択型)		令和5年3月31日 から 令和5年4月13日 まで	令和5年4月14日	令和5年4月14日

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
 第一回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
 イックワン）

二 発売総額及び枚数  
 十二億円 四百万枚

三 証券金額  
 発売期間  
 当せん金の総額  
 一枚三百円

四 委託対象事務の範囲  
 当せん金支払手数料

五 当せん金支払手数料

六 その他発売経費

七 受託申請期限

八 その他

九 名称

十 発売総額及び枚数

十一 証券金額

十二 発売期間

十三 当せん金の総額

十四 当せん金の総額

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 七 当せん金支払手数料  
 発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。  
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。  
 八 その他発売経費  
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、  
 発売状況等により増減する場合がある。  
 九 受託申請期限  
 令和四年一月十七日  
 十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 第三回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
 イックワン）

二 発売総額及び枚数  
 六億円 三百万枚

三 証券金額  
 発売期間  
 当せん金の総額  
 一枚二百円

四 委託対象事務の範囲  
 当せん金支払手数料

五 当せん金支払手数料

六 その他発売経費

七 受託申請期限

八 その他

九 名称

十 発売総額及び枚数

十一 証券金額

十二 発売期間

十三 当せん金の総額

十四 当せん金の総額

状況等により増減する場合がある。  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 七 当せん金支払手数料  
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、  
 発売状況等により増減する場合がある。  
 八 その他発売経費  
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、  
 発売状況等により増減する場合がある。  
 九 受託申請期限  
 令和四年一月十七日  
 十 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

一 名称  
 第四回インターネット専用全国自治宝くじ（ク  
 イックワン）

二 発売総額及び枚数  
 五億円 五百万枚

三 証券金額  
 発売期間  
 当せん金の総額  
 一枚百円

四 委託対象事務の範囲  
 当せん金支払手数料

五 当せん金支払手数料

六 その他発売経費

七 受託申請期限

八 その他

九 名称

十 発売総額及び枚数

十一 証券金額

十二 発売期間

十三 当せん金の総額

十四 当せん金の総額

四	発売期間	令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第五回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚百円
三	証券金額	令和四年四月一日から同年五月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和四年一月十七日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	第六回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
一	名称	十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ
二	発売総額及び枚数	

三	証券金額	ニット単位で増額する場合がある。)一枚三百円
四	発売期間	令和四年六月一日から同年七月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第七回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚二百円
三	証券金額	令和四年六月一日から同年七月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	令和四年一月十七日
九	受託申請期限	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
十	その他	第八回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)
一	名称	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位
二	発売総額及び枚数	

<p>三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額</p>	<p>(三ユニット)。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。) 一枚二百円 令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して百五十九万四千六百六円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>六 委託対象事務の範囲 七 当せん金支払手数料 八 その他発売経費</p>	<p>委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して三百五十四万二千八百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>九 受託申請期限 十 その他</p>	<p>受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称 二 発売総額及び枚数</p>	<p>第九回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p>
<p>三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額</p>	<p>証券金額 令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p>
<p>六 委託対象事務の範囲 七 当せん金支払手数料 八 その他発売経費</p>	<p>委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して三百五十四万二千八百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>九 受託申請期限 十 その他</p>	<p>受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>一 名称</p>	<p>第十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン)</p>

<p>二 発売総額及び枚数</p>	<p>五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p>
<p>三 証券金額 四 発売期間 五 当せん金の総額</p>	<p>証券金額 令和四年六月一日から同年七月三十一日まで 発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>六 委託対象事務の範囲 七 当せん金支払手数料 八 その他発売経費</p>	<p>委託対象事務の範囲 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務 発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。 令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>
<p>九 受託申請期限 十 その他</p>	<p>受託申請期限 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>

当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第十一回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

六億円 二百萬枚

(三億円を一単位(一ユニット)として二単位

(二ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

ニット単位で増額する場合がある。)

一枚三百円

令和四年八月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売

状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。

ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和四年一月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第十二回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

三億円 百五十萬枚

(一億円を一単位(一ユニット)として三単位

名称  
 発売総額及び枚数  
 三億円 百五十萬枚  
 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位  
 (三ユニット)。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ  
 ニット単位で増額する場合がある。)

三 証券金額  
 一枚二百円  
 令和四年八月一日から同月三十一日まで

四 発売期間

五 当せん金の総額

発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して八十二万六千七百十六円。た

だし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して四千四百七十万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和四年一月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第十三回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

三億円 百五十萬枚

(一億円を一単位(一ユニット)として三単位

(三ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

ニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

令和四年八月一日から同月三十一日まで

発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企

画を除く全ての事務

発売総額に対して七十九万七千六百七十六円。

ただし、発売状況等により増減する場合がある。

発売総額に対して四千四百七十万円。ただし、

発売状況等により増減する場合がある。

令和四年一月十七日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関

係通達による。

第十四回インターネット専用全国自治宝くじ

(クイックワン)

二億五千万円 二百五十萬枚

(五千万円を一単位(一ユニット)として五単

位(五ユニット)。ただし、発売状況により、原

則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ

ニット単位で増額する場合がある。)

一枚二百円

令和四年八月一日から同月三十一日まで

三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億一千二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百八十六万一千六百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して三千八百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十五回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	二億五千万円 二百五十万枚 (五千万円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚百円
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年八月一日から同月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億一千二百五十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百七十七万一千二百二十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して三千八百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十六回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 二百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として二単位(二ユニット))。ただし、発売状況により、原

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和四年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百二十万一千六百九十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十七回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)一枚二百円
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年九月一日から同月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して一億三千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して七十九万八千二百八十九円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して四千四百七十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第十八回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	三億円 百五十万枚





当せん金付証券の発売委託について  
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）  
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら  
 れた日までに申請してください。  
 令和三年十二月二十七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称  
 第二十一回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)  
 十二億円 四百万枚

二 発売総額及び枚数  
 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位  
 (四ユニット)。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ  
 ニット単位で増額する場合がある。)  
 一枚三百円  
 令和四年十月一日から同年十一月三十日まで  
 発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売  
 状況等により増減する場合がある。

三 証券金額  
 発売期間  
 当せん金の総額  
 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。  
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。  
 発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただ  
 し、発売状況等により増減する場合がある。  
 令和四年一月十七日

四 受託申請期限  
 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

五 名称  
 第二十二回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)  
 六億円 三百万枚

六 発売総額及び枚数  
 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位  
 (三ユニット)。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ  
 ニット単位で増額する場合がある。)  
 一枚二百円  
 令和四年十月一日から同年十一月三十日まで

七 証券金額  
 発売期間  
 当せん金の総額  
 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。  
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。  
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、  
 発売状況等により増減する場合がある。  
 令和四年一月十七日

五 当せん金の総額  
 発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売  
 状況等により増減する場合がある。  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。  
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。  
 発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、  
 発売状況等により増減する場合がある。  
 令和四年一月十七日

六 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

七 当せん金支払手数料  
 令和四年一月十七日

八 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

九 受託申請期限  
 その他  
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関  
 係通達による。

十 名称  
 第二十四回インターネット専用全国自治宝くじ  
 (クイックワン)  
 五億円 五百万枚

十一 発売総額及び枚数  
 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位  
 (五ユニット)。ただし、発売状況により、原  
 則発売総額の百五十パーセントを上限としてユ  
 ニット単位で増額する場合がある。)

十二 証券金額  
 発売期間  
 当せん金の総額  
 委託対象事務の範囲  
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企  
 画を除く全ての事務  
 発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。  
 ただし、発売状況等により増減する場合がある。  
 発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただ  
 し、発売状況等により増減する場合がある。  
 令和四年一月十七日

三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百五十四万二千八百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十五回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚百円
四	発売期間	令和四年十月一日から同年十一月三十日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十六回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則

三	証券金額	一枚三百円
四	発売期間	令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十七回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)
三	証券金額	一枚二百円
四	発売期間	令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで
五	当せん金の総額	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
六	委託対象事務の範囲	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。
九	受託申請期限	令和四年一月十七日
十	その他	受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第二十八回インターネット専用全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数	<p>(クイックワン) 六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚二百円</p> <p>令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで</p> <p>発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>								
三 証券金額	発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限	十 その他	一 名称	二 発売総額及び枚数
三 証券金額	発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限			
十 その他	<p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p> <p>第三十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚百円</p> <p>令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで</p> <p>発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>								
一 名称	二 発売総額及び枚数	三 証券金額	四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限	十 その他
三 証券金額	四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料					
十 その他	<p>第三十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚三百円</p> <p>令和五年二月一日から同年三月三十一日まで</p> <p>発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p>								

二 発売総額及び枚数	<p>(クイックワン) 六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚二百円</p> <p>令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで</p> <p>発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>								
三 証券金額	発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限	十 その他	一 名称	二 発売総額及び枚数
三 証券金額	発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料					
十 その他	<p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p> <p>第三十回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚百円</p> <p>令和四年十二月一日から令和五年一月三十一日まで</p> <p>発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>令和四年一月十七日</p> <p>受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。</p>								
一 名称	二 発売総額及び枚数	三 証券金額	四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料	八 その他発売経費	九 受託申請期限	十 その他
三 証券金額	四 発売期間	五 当せん金の総額	六 委託対象事務の範囲	七 当せん金支払手数料					
十 その他	<p>第三十一回インターネット専用全国自治宝くじ(クイックワン) 十二億円 四百万枚 (三億円を一単位(一ユニット)として四単位(四ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合がある。)</p> <p>一枚三百円</p> <p>令和五年二月一日から同年三月三十一日まで</p> <p>発売総額に対して五億四千万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p> <p>当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務</p> <p>発売総額に対して二百四十万三千三百八十五円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。</p>								

八	その他発売経費	発売総額に対して一億七千八百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十二回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚二百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	面を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百六十五万三千四百三十二円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十三回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	六億円 三百万枚 (二億円を一単位(一ユニット)として三単位(三ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚二百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億七千万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	面を除く全ての事務

七	当せん金支払手数料	発売総額に対して百五十九万五千三百五十二円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
八	その他発売経費	発売総額に対して八千九百四十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十四回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務
六	委託対象事務の範囲	面を除く全ての事務
七	当せん金支払手数料	発売総額に対して三百七十二万三千二百八十円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
八	その他発売経費	発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
九	受託申請期限 その他	令和四年一月十七日 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。
一	名称	第三十五回インターネット専用全国自治宝くじ (クイックワン)
二	発売総額及び枚数	五億円 五百万枚 (一億円を一単位(一ユニット)として五単位(五ユニット))。ただし、発売状況により、原則発売総額の百五十パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。(一枚百円)
三	証券金額	令和五年二月一日から同年三月三十一日まで
四	発売期間	発売総額に対して二億二千五百万円。ただし、発売状況等により増減する場合があります。
五	当せん金の総額	当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務

- 六 委託対象事務の範囲
- 七 当せん金支払手数料
- 八 その他発売経費
- 九 受託申請期限
- 十 その他

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企画を除く全ての事務  
発売総額に対して三百五十四万二千四百四十円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。発売総額に対して七千六百八十万円。ただし、発売状況等により増減する場合がある。  
令和四年一月十七日  
受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関係通達による。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 一筒月 一〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

